

✚ 貨物概要

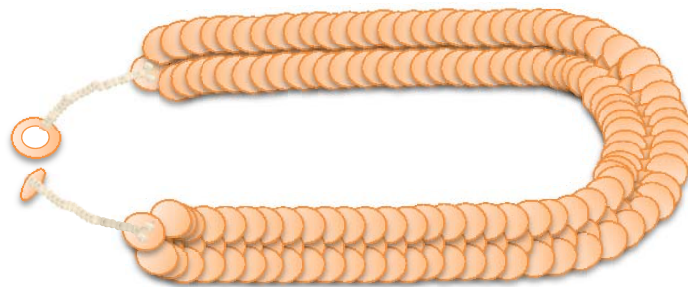
貝殻製ネックレス

材 質：貝殻

性 状：円盤状に加工した貝殻（直径約 1cm から 1.5cm）の端に穴を開け、  
3 列に配するように糸を通し組立て、組立てに使用した糸の両端  
に編みのひもを作り、ひもの先端に貝殻の留具を付けたもの

サイズ：長さ約 47cm、幅約 4.5cm

包 装：1 個／ビニール袋



✚ 分類

関税率表第 7117.90 号 2 - (2) (統計番号 7117.90-022) の貝殻製ネックレス

✚ 分類理由

本品は、円盤状に加工した貝殻に糸通ししたものを 3 列に配し、両端に貝殻の留具を付けたネックレスであることから、関税率表第 71 類注 9 (a) の「小形の身辺用装飾品」と認められ、同注 11 に規定された「身辺用模造細貨類」に該当することから、同表第 71.17 項に分類され、号についてはその他のものとして同表第 7117.90 号に分類されます。

国内細分については、貝殻と留具の間にわずかな編み部分がありますが、この編み部分は、貝殻の組立てに使用した糸で編まれたものであり、首飾り用ひもその他組み立て用のみに使用する材料であると認められますので、上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全  
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい  
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ  
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望  
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）